

契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 受注者は、本契約書に定めるもののほか、別紙「インフルエンザワクチン購入(物件単価契約)仕様書」に従い、発注者の指示に基づき契約物件を納入するものとする。

(検収及び引渡し)

第2条 受注者は、契約物件を納入しようとするときは、発注者の指定する職員の検収を受けなければならない。

2 前項の検収に合格したときは、当該契約物件が受注者から発注者に引渡されたものとする。

3 第1項の検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、再度検収を受けなければならない。

(契約金額)

第3条 本契約に係る契約金額は、本契約書に定める契約物件の単価と、発注者の指定する期日までに確定した数量を乗じて積算した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。ただし、算定された契約金額に1円未満の端数があるときは、端数額を切り捨てるものとする。

(契約金額の支払い)

第4条 受注者は、第2条の規定による検収に合格した後、前条の規定により契約金額を月毎に算定し、所定の手続きにより、契約金額の請求をするものとする。

2 発注者は、前項の適法な請求があったときは、その日から30日以内に相模原市指定金融機関において契約金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(危険負担)

第7条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責めに帰することができない理由により、契約物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

(守秘義務)

第8条 受注者は、本契約において知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。契約物件の引渡し後や契約期間満了後、契約解除後においても同様とする。

(契約内容の変更)

第9条 発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

(契約保証金)

第10条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保険金額は、契約金額に予定件数を乗じて得た金額の10分の1以上としなければならない。

3 前項の契約保証金は、受注者がその責務を履行しないときは発注者に帰属する。

4 受注者は本契約に定める責務を履行し、第4条に規定する検収に全て合格した場合は、契約保証金の還付を請求することができる。

5 発注者は、前項の規定により、受注者から適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に相模原市指定金融機関において契約保証金を還付するものとする。

6 契約保証金から生ずる利子は発注者に帰属する。

(履行の遅延)

第11条 受注者は、契約期間内に本契約を履行することができないとき又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合、発注者は相当と認める期間の延長を認めることができる。ただし、その事由が受注者の責に帰すると認められる場合、発注者は受注者から契約金額について年3.0パーセントの割合で算出した額の違約金を徴することができる。

(契約不適合責任)

第12条 受注者は、第2条第2項の引渡しの日から契約不適合責任期間中、発注者に対して契約の内容に適合しない物件を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその契約の内容に適合しない物件によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その契約の内容に適合しない物件が天災その他不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りではない。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、契約業務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約業務の履行が不能であるとき。
- (2) 契約業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約業務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその契約業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその契約業務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は第14条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条又は第14条に定める契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 第13条又は第14条に定める規定により、この契約が解除されたときは、受注者は契約単価に契約期間における発注数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する違約金を発注者に支払うものとする。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第13条又は第14条に定める規定により契約を解除した場合において、発注者に前項の違約金の額を超えて損害を生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害賠償額は、発注者と受注者と協議の上で決するものとする。

(解除に伴う損害)

第17条 前条の規定により発注者が契約の解除を行った場合において受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わない。

(受注者の契約解除権)

第18条 受注者は、発注者が本契約に違反し、契約物件の納入が不可能になったときは、本契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、本契約が解除された場合において、第2条第2項の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約単価に契約期間における発注数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第10条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注

者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第22条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く）に入札（見積書の提出を含む）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に契約期間における発注数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(解除に伴う措置)

第23条 発注者は、本契約が解除された場合において、第2条第2項の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第24条 受注者は第22条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約単価に契約期間における発注数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第22条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第22条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者に刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(所管裁判所)

第25条 本契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(環境配慮事項)

第26条 本契約による業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うものとする。

(1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

(2) 市への提出書類及び添付書類については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等、関連法令を遵守し、適正に処理するものとする。

(疑義の解決)

第27条 仕様書又は本契約に定めのない事項並びに本契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して解決を図るものとする。